

あなたの未来のために

農業者年金に加入しましょう！

問い合わせ先
農業委員会
☎73-4516

安定した年金の財政運営ができるしくみです
将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した年金の財政運営ができます。

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

保険料は自由に選択できます

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7,000円まで1,000円単位で選択できます。

税制面でのメリットがあります

保険料は全額（年額最高80万4,000円）社会保険料控除（所得控除）の対象となります。

80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

特別脱退一時金を受給した方でも60歳未満であれば新制度へ加入できます。

自己負担した保険料は年齢が65歳になれば、全員受給できます。

意欲ある担い手に保険料助成があります

60歳までに農業者年金に20年以上加入することが見込まれ、かつ次のア～エのいずれかの条件を満たす方（必要経費等控除後の農業所得等が900万円以下）は基本となる保険料（2万円）のうち、国から保険料助成（政策支援）があります。同一経営内での夫婦や親子など複数の方も同時に政策支援が受けられます。なお、政策支援を受けている間は基本となる保険料2万円を超えて保険料を増やすことはできません。

ア 認定農業者あるいは認定就農者で青色申告者

$\frac{3}{10}$ または $\frac{5}{10}$

イ アの家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者

$\frac{3}{10}$ または $\frac{5}{10}$

ウ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で3年以内に両方を満たすことを約束した方

$\frac{2}{10}$ または $\frac{3}{10}$

エ 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の方は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した方

$\frac{3}{10}$

受給する年金のタイプは2つです

①政策支援を受けない場合

農業者 老齢年金

加入した方全員が65歳になれば受給できます

②政策支援を受けた場合

特例 付加年金

この部分は経営継承した場合に受給できます

+

農業者 老齢年金

この部分は全員65歳になれば受給できます

※旧制度の分を年金として受給する場合①もしくは②と合わせて受給できます。